

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道職員の給与に関する条例附則第37項の表第1号に規定する管理職員を定める規則……………（人事課）	1
○北海道障害児通所給付費等不服審査会規則……………（障がい者保健福祉課）	1
○北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第36項の表第1号に規定する管理職員を定める規則……………（警察本部警務課）	2
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	2
○北海道立北方四島交流センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（北方領土対策本部）	3
○北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則……………（医療業務課）	3
○北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則……………（道立病院室）	3
○北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則……………（健康安全局）	3
○母子入院の入院手続等に関する規則の一部を改正する規則…（障がい者保健福祉課）	5
○北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則…（障がい者保健福祉課）	5
○北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	5
○北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則……………（経済部総務課）	5
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則……………（産業振興課）	5
○北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（食関連産業室）	9
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則……………（人材育成課）	10
○北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則……………（畜産振興課）	10
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則……………（農業経営課）	11
○北海道立道民の森管理規則の一部を改正する規則……………（森林活用課）	12
○河川法施行細則の一部を改正する規則……………（河川課）	12
○砂防法施行細則の一部を改正する規則……………（砂防災害課）	12
○海岸法施行細則の一部を改正する規則……………（砂防災害課）	12
○北海道子どもの国管理規則及び北海道立オホーツク流氷公園管理規則の一部を改正す	

る規則……………（都市環境課）	12
○北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則……………（教育庁文化・スポーツ課）	14
○北海道立博物館条例施行規則の一部を改正する規則……………（教育庁文化・スポーツ課）	14
○北海道立緑ヶ丘病院附属音更リハビリテーションセンター通入所規則を廃止する規則……………（道立病院室）	15

規 則

北海道職員の給与に関する条例附則第37項の表第1号に規定する管理職員を定める規則をここに公布する。
平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第12号

北海道職員の給与に関する条例附則第37項の表第1号に規定する管理職員を定める規則

北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）附則第37項の表第1号に規定する規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の規定による管理職手当に係る区分が1種から3種までのいずれかに該当する職を占める職員とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道障害児通所給付費等不服審査会規則をここに公布する。
平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第13号

北海道障害児通所給付費等不服審査会規則
（趣旨）

第1条 この規則は、北海道障害児通所給付費等不服審査会の設置等に関する条例（平成24年北海道条例第11号）第5条の規定に基づき、北海道障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、不服審査会に取り扱わせる事件の範囲を定めるものとする。

（合議体を構成する委員の定数）

第2条 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の6第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

(会長への委任)

第3条 不服審査会の運営に関し必要な事項は、会長が不服審査会に諮って定める。

(不服審査会に取り扱わせる事件)

第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項の審査請求の事件を不服審査会に取り扱わせるものとする。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 審査請求の内容が利用者の負担に関するものである場合
- (3) その他知事が障害児の福祉に係る専門的な審査を要しないと認める場合

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第36項の表第1号に規定する管理職員を定める規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第14号

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第36項の表第1号に規定する管理職員を定める規則

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）附則第36項の表第1号に規定する規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の規定による管理職手当に係る区分が1種から3種までのいずれかに該当する職を占める職員とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第15号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第41条中「第72条の49の12第3項」を「第72条の49の16第3項」に改める。

第42条第2項第1号中「第72条の49の7第1項」を「第72条の49の11第1項」に改め、同号の表中「補てんされる」を「補填される」に改め、同項第3号中「第72条の49の10」を「第72条の49の14」に改める。

第49条の7第1項中第18号及び第19号を削り、第17号を第18号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の2を第4号とし、第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、第23号を削り、第24号を第22号とし、第25号を削り、第26号を第23号とし、第27号を削り、第28号を第24号とし、同条第2項第2号中「前項第6号」を「前項第7号」に改め、同項第3号中「前項第7号」を「前項第8号」に改め、同項第4号中「前項第8号」を「前項第9号」に改め、同項第5号中「前項第11号」を「前項第12号」に改め、同項第6号中「前項第13号」を「前項第14号」に改め、同項第7号中「前項第15号」を「前項第16号」に改め、同項第8号を削り、同項第9号中「前項第20号」を「前項第19号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「前項第24号」を「前項第22号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「前項第26号」を「前項第23号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号を削り、同条第3項中「第1項第28号」を「第1項第24号」に改める。

第58条の7第3項第2号を次のように改める。

- (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業（同法に規定する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は相談支援事業を行う施設並びに同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム

第58条の7第3項第5号中「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、」を削り、同項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第67条の2第1項中「社団法人日本自動車販売協会連合会（）」を「一般社団法人日本自動車販売協会連合会（）」に改める。

別記第49号様式中「第72条の49の12第3項」を「第72条の49の16第3項」に改める。

別記第57号様式の2の2中「×1,504円」を「× 円」に、「×716円」を「× 円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第67条の2の改正規定 公布の日
- (2) 第41条、第42条及び別記第49号様式の改正規定 平成25年1月1日
- (3) 別記第57号様式の2の2の改正規定 平成25年4月1日

2 この規則による改正後の北海道税条例施行規則第58条の7第3項の規定は、この規則の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税及び平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税及び平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

北海道立北方四島交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第16号

北海道立北方四島交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立北方四島交流センター条例施行規則（平成11年北海道規則第115号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「 7 割」を「 4 割」に改める。

附 則

1 この規則は、平成24年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に利用の申込みがされた同日以後の北海道立北方四島交流センターの利用に係る利用料金の減免については、なお従前の例による。

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第17号

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立診療所条例施行規則（昭和63年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表使用料の部分べん料の項中「82,000円」を「89,000円」に改め、同部子宮内避妊器具の挿入及び除去料の項中「 3 万8,955円」を「 5 万610円」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第18号

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則

北海道病院事業条例施行規則（昭和43年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項中「肢体不自由児施設（以下「肢体不自由児施設」）」を「医療型障害児入所施設（以下「医療型障害児入所施設」）」に、「第 7 条第 6 項」を「第 7 条第 2 項」に、「肢体不自由児施設支援」を「障害児入所支援」に、「同項」を「同法第 6 条の 2 第 3 項」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第 2 項中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に、「第22条第 4 項」を「第22条第 7 項」に改める。

第 6 条第 1 項の表使用料の部分べん料の款分べん介助料の項中「82,000円」を「89,000円」に改め、同部紙おむつ処理料及び肌着等貸付料の項中「紙おむつ処理料」を「紙おむつ料」に改め、同部脳検診料の項中「17,640円」を「18,160円」に改め、同部子宮内避妊器具の挿入及び除去料の項中「 3 万8,950円」を「 5 万610円」に改める。

第 7 条中「肢体不自由児施設において肢体不自由児施設支援」を「医療型障害児入所施設において障害児入所支援」に、「肢体不自由児施設利用者」を「医療型障害児入所施設利用者」に改める。

第10条中「肢体不自由児施設利用者」を「医療型障害児入所施設利用者」に、「又は」を「に規定する入所特定費用又は」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第19号

北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立衛生研究所条例施行規則（昭和63年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表水、大気、土壌、化学物質及び廃棄物の部、放射能含有物質の部及び食品の部を次のように改める。

1	水道水質基準項目試験		
	(1) 全項目試験	1 件につき	275,700円
	(2) 消毒副生成物を除く項目試験	1 件につき	228,300円
	(3) 必須項目試験	1 件につき	114,200円
	2 理化学的試験		
	(1) 簡易なもの	1 成分につき	3,500円
	(2) やや簡易なもの	1 成分につき	12,200円
	(3) 複雑なもの	1 成分につき	14,900円
	(4) 特殊なもの	1 件につき	29,200円
3	生物試験		
	(1) 簡易なもの	1 件につき	4,000円
	(2) 複雑なもの	1 件につき	10,000円
4	特殊機器による定量試験		
	(1) 原子吸光法による微量元素試験	1 成分につき	19,400円

水、大気、土壌及び化学物質	(2) ガスクロマトグラフィーによる微量物質試験	1 件につき (4 成分を超える場合は、1 成分増すごとに8,700円を加算した額)	36,000円
	(3) 高速液体クロマトグラフィーによる微量物質試験	1 成分につき	31,300円
	(4) 質量分析計による微量物質試験	1 件につき (10成分を超える場合は、1 成分増すごとに6,300円を加算した額)	86,500円
	5 微生物試験		
	(1) 簡易なもの	1 件につき	4,700円
	(2) やや簡易なもの	1 件につき	8,200円
	(3) 複雑なもの	1 件につき	18,600円
	6 ガス成分試験		
	(1) 簡易なもの	1 成分につき	1,300円
	(2) 複雑なもの	1 成分につき	12,800円
	7 鉱泉試験		
	(1) 療養泉判定試験	1 件につき	21,400円
放射能含有物質	(2) 中分析	1 件につき	115,600円
	(3) 医効判定	1 件につき	4,200円
	(4) 可燃性天然ガス濃度測定（簡易法）	1 件につき	11,900円
	8 ラドン含有量測定試験	1 件につき	11,100円
	9 予備処理試験		
	(1) 簡易なもの	1 件につき	9,400円
	(2) 複雑なもの	1 件につき	16,300円
	10 ホルムアルデヒド定量試験	1 測定地点につき (1 測定地点を超える場合は、1 測定地点増すごとに4,550円を加算した額)	18,400円
	11 揮発性有機化合物定量試験（ホルムアルデヒド定量試験以外のものに限る。）	1 測定地点につき (1 測定地点を超える場合は1 測定地点増すごとに6,450円、試験項目が3 項目を超える場合は1 項目増すごとに4,460円を加算した額)	33,000円
	12 ウイルス同定試験	1 件につき	18,500円
食品	1 放射能測定試験		
	(1) 放射線量率	1 件につき	17,700円
	(2) 核種分析		
	ア 簡易なもの	1 件につき	21,100円
	イ 複雑なもの	1 件につき	51,300円
	1 微生物試験		
	(1) 顕微鏡試験	1 項目につき	1,200円
	(2) 培養試験		
	ア 簡易なもの	1 項目につき	5,500円
	イ 複雑なもの	1 項目につき	10,000円
	ウ 特殊なもの	1 項目につき	20,000円
	2 成分試験		
食品	(1) 簡易なもの	1 項目につき	4,900円
	(2) やや簡易なもの	1 項目につき	8,500円
	(3) 複雑なもの	1 項目につき	26,000円
	(4) 特殊なもの	1 項目につき	34,900円
	3 含有添加物試験		
	(1) 簡易なもの	1 項目につき	10,500円
	(2) 複雑なもの	1 項目につき	21,400円
	(3) 特殊なもの	1 項目につき	44,000円
	4 添加物外含有成分試験		
	(1) ごく簡易なもの	1 項目につき	4,600円
	(2) 簡易なもの	1 項目につき	20,000円
	(3) 複雑なもの	1 項目につき	34,500円
	(4) 特殊なもの	1 項目につき	68,200円
食品	5 牛乳の規格試験		
	(1) 乳脂肪	1 項目につき	34,200円
	(2) 比重	1 項目につき	1,900円
	(3) 酸度	1 項目につき	3,200円
	(4) 無脂乳固形分（簡易なもの）	1 項目につき	6,500円
	(5) 無脂乳固形分（複雑なもの）	1 項目につき	38,100円
	6 ウイルス同定試験	1 件につき	18,500円
	別表薬品、化粧品及び医療用具の部中「医療用具」を「医療機器」に、		
	(5) 生物学的試験		
	ア 発熱性物質試験	1 件につき	52,500円
	イ その他の生物学的試験	1 項目につき	16,400円
	(5) 生物学的試験	1 項目につき	41,400円

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

母子入院の入院手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第20号

母子入院の入院手続等に関する規則の一部を改正する規則

母子入院の入院手続等に関する規則（昭和36年北海道規則第187号）の一部を次のように改正する。

第1条中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第21号

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第7条第6項」を「第7条第2項」に、「肢体不自由児施設支援」を「障害児入所支援」に、「同項」を「法第6条の2第3項」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第2項中「第22条第4項」を「第22条第7項」に改める。

第5条第1項中「肢体不自由児施設支援」を「障害児入所支援」に改める。

第6条中「又は」を「に規定する入所特定費用又は」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第22号

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい

地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則（平成22年北海道規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「第12条の3第2項」を「第12条の3第3項」に改め、同項第2号中「第15条の2第2項」を「第15条の2第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第23号

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道計量検定所条例施行規則（平成12年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(3)の項中「90円」を「140円」に、「210円」を「320円」に改め、同表4の部摘要欄中「8,400円」を「10,900円」に、「8,700円」を「11,300円」に、「10,300円」を「12,300円」に、「13,300円」を「15,900円」に、「16,000円」を「19,200円」に、「20,200円」を「24,200円」に、「24,400円」を「29,200円」に、「28,500円」を「34,200円」に、「32,700円」を「39,200円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に申込みがされた特定計量器の検定及び特定計量器の定期検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第24号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項の表を次のように改める。

名 称	1 台 1 時間以内の 使用に係る使用料	1 時間を超える使 用のときのその超 える 1 時間ごとの 使用料			
パルス・ファンクションジェネレーター	2,500円	100円	燃焼排ガス分析システム	3,350円	650円
デジタルマルチメーター	2,400円	20円	軟 X 線映像装置	21,900円	1,050円
人工知能構築ツール	20,400円	640円	超音波探査映像装置	14,800円	2,000円
I C マイクロマシン試作システム	30,400円	2,450円	アイマークレコーダー	5,650円	350円
プラズマ焼結機	11,200円	2,750円	構造解析装置	2,900円	1,100円
低温恒温恒湿器	5,850円	830円	機構解析装置	24,200円	1,050円
冷熱衝撃試験機	5,850円	820円	流体解析装置	4,400円	750円
小型万能デジタル測定器	2,650円	190円	ハイスピードビデオ	4,650円	820円
動ひずみ測定器	2,600円	150円	運動解析支援装置	3,150円	310円
データレコーダー	3,000円	460円	3 次元 C A D 装置	26,200円	1,000円
電磁オシログラフ	2,450円	50円	3 次元 C G システム	4,650円	800円
ペンオシログラフ	2,700円	250円	プリント基板作製装置	10,300円	370円
雑音許容度試験機	4,950円	130円	試験片作製機	2,400円	840円
静電気許容度試験機	4,950円	140円	真円度測定機	6,000円	850円
信頼性評価システム	22,300円	1,150円	表面粗さ・輪郭形状測定機	6,050円	550円
直流校正装置	4,900円	120円	万能投影機	5,050円	250円
スペクトラム・アナライザー	8,650円	200円	測定顕微鏡	5,800円	400円
色彩色差計	4,800円	60円	顕微鏡測定データ処理装置	5,000円	90円
エレクトロニックカウンター	4,900円	110円	光マイクロ測定機	5,150円	310円
画像処理カラー化対応装置	7,000円	1,450円	膜厚計	5,350円	430円
ピクチャーコンバーター	9,700円	90円	オートコリメーター	4,850円	80円
精密測定用電源	4,800円	30円	歯車検査機	5,000円	180円
オシロスコープ	4,800円	30円	3 次元測定機	9,150円	1,800円
ロジックアナライザー	2,900円	520円	3 次元測定支援装置	5,800円	380円
インサーキットエミュレーター	5,100円	270円	大型 3 次元測定機	3,650円	480円
非接触変位計	4,850円	80円	石定盤	2,450円	70円
カラーカメラ	5,000円	200円	流速測定装置	15,400円	480円
高感度カメラ	5,100円	130円	万能金属材料試験機	4,350円	1,300円
回転比計	4,800円	60円	バーコル硬さ計	2,400円	30円
多点温度測定装置	2,600円	100円	ロックウェル硬度計	2,550円	60円
赤外線熱画像装置	2,150円	340円	ブリネル硬さ試験機	2,500円	40円
			タッピング式剝離検出装置	9,750円	160円
			シャルピー衝撃試験機	4,950円	160円
			西原式金属摩耗試験機	7,300円	140円
			大越式迅速摩耗試験機	7,950円	640円

表面性試験機	7,600円	410円	超音波ビペット洗浄機	4,800円	40円
テーパー摩耗試験機	7,200円	120円	粉碎機（振動型）	4,850円	80円
表面形状測定器	8,350円	720円	粉碎機（回転型）	4,800円	70円
油圧サーボ疲労試験機	11,200円	1,950円	超遠心粉碎機	2,450円	40円
サンシャインウェザーメーター	6,000円	1,150円	遊星型ボールミルシステム	2,700円	140円
加速度測定装置	5,750円	370円	ハンマー式粉碎分級システム	5,300円	560円
加速度データ処理装置	5,800円	380円	真空ポンプ	2,400円	20円
振動試験機	7,250円	1,850円	生物顕微鏡	5,400円	480円
腐食試験装置	5,100円	380円	ミクロトーム	5,650円	650円
試料埋込プレス	2,450円	70円	超低温冷凍庫	5,000円	170円
放射温度計	2,400円	30円	冷蔵庫	4,900円	120円
微小硬度計	2,750円	260円	恒温器	4,850円	90円
試験用加硫プレス	1,700円	520円	電気乾燥器（有効内容積90リットル）	4,800円	60円
粉体用真空ポンプ	5,850円	1,050円	電気乾燥器（有効内容積150リットル）	4,800円	50円
レーザー回折式粒度分布測定装置	4,950円	160円	真空乾燥器	4,800円	80円
遠心沈降式粒度分布測定装置	9,500円	30円	凍結乾燥器	5,050円	270円
全自動分極測定装置	5,350円	500円	プレート式凍結真空乾燥機	5,300円	250円
粉体物性測定装置	4,000円	780円	熱風乾燥機	2,650円	130円
導電率測定装置	2,700円	240円	遠赤外線乾燥試験装置	5,500円	710円
電磁気特性測定装置	3,800円	660円	赤外線水分計	3,650円	30円
密度測定装置	9,900円	170円	スプレードライヤー	5,300円	430円
核磁気共鳴装置	12,800円	1,150円	低温灰化装置	5,150円	320円
卓上多本架遠心機	4,800円	50円	小型滅菌器	4,800円	100円
ホモジナイザー	4,850円	80円	高圧滅菌器	5,900円	820円
細菌検査用ホモジナイザー	2,400円	30円	マッフル炉	4,850円	120円
エバポレーター	4,800円	70円	振とう培養器	5,100円	300円
マグネチックスターラー	4,750円	10円	細胞操作装置（遺伝子増幅装置）	4,800円	40円
恒温水槽	4,800円	70円	細胞操作装置（遺伝子導入装置）	4,850円	50円
脂肪抽出器	4,750円	40円	細胞操作装置（マイクロプレートリーダー）	2,500円	60円
恒温振とう機	4,800円	50円	細胞操作装置（細胞融合装置）	5,350円	230円
水分活性測定装置	4,950円	150円	細胞操作装置（炭酸ガスインキュベーター）	2,550円	80円
水分活性測定装置（露点測定方式）	3,750円	80円	細胞操作装置（グロースキャビネット）	2,600円	110円
コロニーカウンター	4,750円	10円	細胞操作装置（落射蛍光装置）	2,600円	120円
乾熱滅菌器	9,500円	50円	DNAシーケンサー	54,100円	1,100円
超音波洗浄機	4,750円	20円	ジャーファメンター（大型）	5,450円	550円

ジャーファメンター（小型）	5,100円	250円	微量高速冷却遠心機	2,550円	140円
レトルト試験装置	5,250円	490円	超遠心分離機	9,300円	1,500円
高温高压調理殺菌試験機	8,200円	600円	フラクションコレクター	2,500円	80円
高温高压調理殺菌装置（シャワー式）	6,250円	910円	マイクロマニピュレーター	5,000円	130円
高速遠心分離機	5,250円	440円	高速液体クロマトグラフ	5,450円	520円
底部排出型遠心分離機	4,400円	500円	有機酸分析システム	7,550円	450円
pHメーター	2,400円	20円	ガスクロマトグラフ	5,100円	310円
DOメーター	2,400円	20円	ガスクロマトグラフ質量分析計	8,900円	2,700円
電子天びん	2,600円	180円	イオンクロマトグラフ	5,600円	640円
アミノ酸自動分析計	6,250円	1,050円	光イオン化4重極型質量分析計	10,200円	450円
カルボン酸分析計	6,100円	930円	質量分析解析システム	1,600円	150円
有機炭素分析計	5,800円	770円	紫外可視分光光度計	5,000円	170円
糖分析計	5,100円	250円	赤外分光光度計	5,700円	710円
ケルダールたん白質分析装置	7,900円	430円	近赤外分光蛍光光度計	5,550円	350円
クリープメーター	4,850円	50円	フーリエ変換赤外分光光度計	5,850円	660円
バッチ式平膜テスト装置	2,450円	20円	測色色差計	5,150円	290円
薄層流式平膜テスト装置	3,550円	20円	分光測色計	3,950円	150円
乳化かくはん器	2,400円	30円	レオメーター	5,100円	270円
圧力真空斜軸ニーダー	3,100円	590円	動的粘弾性測定装置	11,100円	910円
スライサー	2,650円	130円	電気泳動装置	4,950円	170円
フードカッター	2,400円	10円	全自動電気泳動装置	3,850円	130円
バーチカルミキサー	2,500円	100円	小型衝撃試験機	2,400円	10円
製菓・製パン用ミキサー	2,400円	30円	精密万能試験機	3,850円	680円
伸展機	2,550円	90円	蛍光X線分析装置	7,600円	1,900円
スキナー	2,600円	220円	微小走査X線分析装置	5,700円	740円
いかこがね裂き機	2,500円	50円	真空蒸着装置	2,450円	70円
いか脱皮機	2,650円	260円	拡大用ビデオカメラ	7,400円	190円
電化焼機	2,400円	50円	イオンコーター	2,400円	30円
スタッパー	1,200円	20円	万能金属顕微鏡	4,350円	380円
ミートチョッパー	2,400円	10円	走査型電子顕微鏡（電界放射型）	8,200円	1,650円
ホームシーマー	4,850円	90円	偏光顕微鏡	5,150円	290円
小型真空包装器	2,600円	190円	顕微鏡デジタルカメラ装置	3,750円	80円
自動真空ガス包装機	2,550円	60円	分光蛍光光度計	5,200円	330円
遠心濃縮機	2,550円	160円	金属中炭素硫黄分析装置	6,650円	1,350円
遠心式薄膜真空蒸発装置	9,800円	3,850円	X線回折装置	10,700円	2,550円

オージェ電子分光分析装置	16,000円	2,050円
I C P 質量分析装置	10,000円	3,500円
熱分析装置	11,100円	1,050円
示差走査熱量測定装置	3,300円	920円
安全キャビネット	2,500円	60円
形削盤	2,400円	30円
平面研削盤	5,500円	330円
施盤	2,400円	50円
自動式のご盤	2,400円	30円
精密切断機	2,700円	220円
エアープラズマ切断機	4,850円	120円
トレーサー	4,950円	170円
グローブボックス	1,300円	40円
板金加工用セットプレス	2,850円	250円
スポット溶接機	2,700円	320円
ビーズブラスト	2,450円	20円
卓上フライス盤	2,450円	50円
パイプねじ切り機	4,750円	20円
雰囲気制御複合材料作製装置	17,700円	2,450円
プログラマブル電気炉	5,250円	490円
脱脂用加熱炉	5,500円	750円
浸透圧計	2,600円	110円
マイクロプレートウォッシャー	4,850円	40円
写真作成装置	4,250円	690円
光造形システム	20,200円	2,000円
真空注型システム	15,400円	480円
電波暗室	6,200円	610円
その他の機器	1,200円以上54,100円以下の範囲内で知事の定める額	10円以上3,850円以下の範囲内で知事の定める額

別表第1の2の事項中「2,500円」を「2,450円」に、「1,600円」を「1,550円」に改める。
別表第2の1の事項中「13,900円」を「16,600円」に、「12,400円」を「14,100円」に、「41,900円」を「43,200円」に、「9,050円」を「9,000円」に、「8,600円」を「8,650円」に、「13,700円」を「16,500円」に、「10,500円」を「12,600円」に、「3,600円」を

「4,100円」に、「24,100円」を「28,900円」に、「26,500円」を「31,800円」に、「振
動試験」を「同 15,900円」を「振
動試験」を「同 17,900円」に、
「7,200円」を「7,550円」に、「分極測定試験」を「同
15,900円」を「分極測定試験」を「同
16,000円」に、「21,700円」を「24,100円」に、「3,450円」を
「3,800円」に、「28,300円」を「34,000円」に改め、同表の2の事項中「4,400円」を
「5,000円」に、「6,900円」を「7,000円」に、「17,500円」を「20,200円」に、「7,400
円」を「8,900円」に、「13,800円」を「16,500円」に、「質量分析解析
」を「同 2,700円」を「質量分析解析
」を「同 3,500円」に、「熱分析
」を「同 13,300円」を「熱分析
」を「同 14,300円」に、「5,950円」を「6,200
円」に、「18,000円」を「21,600円」に、「12,700円」を「16,200円」に、「2,700円以
上」を「3,500円以上」に改める。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

北海道規則第25号

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則（平成6年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「9,400円」を「9,350円」に、「10,600円」を「10,500円」に、「11,000円」を「10,900円」に改め、同表2の事項中「

同

4,100円」を「

同

4,050円」に、「10,800円」を「11,900円」に、「8,850円」を「8,800円」に、「8,600円」を「9,850円」に、「47,600円」を「47,500円」に、「67,400円」を「67,300円」に、「11,400円」を「11,700円」に、「15,400円」を「15,800円」に、「13,300円」を「14,000円」に、「10,800円」を「11,900円」に、「5,050円」を「5,000円」に、「4,100円以上」を「4,050円以上」に改める。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第26号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（証明書の交付申請等）

第20条 証明書の交付を受けようとする者は、別記第7号様式の証明書交付申請書を学院長に提出しなければならない。

- 証明書交付手数料は、証明書の交付を申請するときに、北海道収入証紙で納付しなければならない。
- 第17条第7項及び前条（第1項第4号及び第5号を除く。）の規定は、証明書交付手数料について準用する。この場合において、同条第1項第6号中「前各号」とあるのは、「第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式（第20条関係）

北海道収入証紙貼付欄（割印すること。）

証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

北海道立 高等技術専門学院長 様

本 人 住 所

（ふりがな）

氏 名 （旧姓）

生年月日

入 学 年 年

修 了 年 年

課程・訓練科 課程 科

電話番号

上記代理人 住 所

氏 名

本人との関係

電話番号

次の証明書の交付を受けたいので、申請します。

記

1 証明書を必要とする理由

2 交付を必要とする証明書

- （1）修了証明書（通）
- （2）成績証明書（通）
- （3）技能照査合格証明書（通）
- （4）その他（証明書）（通）

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道規則第27号

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則
北海道家畜保健衛生所条例施行規則（昭和26年北海道規則第220号）の一部を次のように改正する。
別表使用料の部中「450円」を「610円」に改め、同表手数料の部中「3,340円」を「3,430円」に、「710円」を「750円」に、「940円」を「990円」に、「2,860円」を「2,950円」に、「700円」を「750円」に、「2,910円」を「2,970円」に、「1,590円」を「1,750円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「2,690円」を「2,740円」に、「6,060円」を「6,370円」に、「5,520円」を「5,510円」に、「12,150円」を「12,120円」に、「21,850円」を「23,100円」に改め、同表の備考4の事項に次のただし書を加える。
ただし、被検材料が飼料、敷料、堆肥その他の環境材料である場合にあっては、一の検体につき1種目ごとを1件とする。
別記第2号様式中「診断の種類」の次に「及び件数」を加え、「3 検定又は診断の場所」を「3 被検材料の検体数
4 検定又は診断の場所」に改める。
別記第4号様式中「診断の種類」の次に「及び件数」を加え、「2 検定又は診断の申請年月日」を「2 検定又は診断の申請年月日
3 被検材料の検体数」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の日前に利用の申請がされた同日以後の北海道家畜保健衛生所の施設の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

北海道規則第28号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則
北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。
目次中「第6章 雑則（第22条）」を「第6章 証明書の交付申請等（第22条）
第7章 雑則（第23条）」に改める。
第22条を第23条とする。
第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。
第6章 証明書の交付申請等

- 第22条 証明書の交付を受けようとする者は、別記第6号様式の証明書交付申請書を校長に提出しなければならない。
2 証明書交付手数料は、証明書の交付を申請するときに、北海道収入証紙で納付しなければならない。
3 第12条の3及び第12条の4の規定は、証明書交付手数料について準用する。
別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式（第22条関係）

北海道収入証紙貼付欄（割印すること。）

証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

北海道立農業大学校校長 様

本 人 住 所
氏 名 (旧姓)
生年月日
卒 業 年
課程・学科 課程 科
電話番号
上記代理人 住 所
氏 名
本人との関係
電話番号

次の証明書の交付を受けたいので、申請します。
記

- 1 証明書を必要とする理由
2 交付を必要とする証明書
(1) 卒業証明書 (通)
(2) 修了証明書 (通)
(3) 成績証明書 (通)
(4) 学科目取得証明書 (学科目名) (通)
(5) その他 (証明書) (通)

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立道民の森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第29号

北海道立道民の森管理規則の一部を改正する規則

北海道立道民の森管理規則（平成2年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号コを削り、同号サ中「コ」を「ケ」に改め、同号中サをコとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第30号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和40年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（負担金に係る延滞金）

第11条 法第74条第5項の規定により道が徴収する負担金に係る延滞金の徴収については、北海道税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和30年北海道条例第15号）第4条に定めるところによる。この場合において、同条第1項中「完納の日」とあるのは「完納の日又は財産差押えの日の前日」と、「年14.6パーセント（当該納期限の翌日から督促状の指定期限までの期間については、年7.3パーセント）」とあるのは「年14.5パーセント」とする。

別記第6号様式（裏面）注意2の事項中「指定納期限」を「納期限」に、「納入金額（その計算の基礎となる納入金額）」を「滞納金額（その金額）」に、「納入金額が」を「全額が」に、「500円」を「1,000円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の河川法施行細則第11条及び別記第6号様式の規定は、この規則の施行の日以後に発せられる納入通知書に係る負担金を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算及び当該場合に発する督促状について適用し、同日前に発せられた納入通知書に係る負担金を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算及び当該場合に発する督促状については、なお従前の例による。

砂防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第31号

砂防法施行細則の一部を改正する規則

砂防法施行細則（昭和40年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

別記第7号様式（裏）中「職員」の次に「又は知事の委任を受けた者」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日施行する。

海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第32号

海岸法施行細則の一部を改正する規則

海岸法施行細則（昭和45年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式（裏面）注意2の事項中「指定納期限」を「納期限」に、「納入金額（その計算の基礎となる納入金額）」を「滞納金額（その金額）」に、「納入金額が」を「全額が」に、「500円」を「1,000円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の海岸法施行細則別記第7号様式の規定は、この規則の施行の日以後に発せられる納入通知書に係る負担金等の督促について適用し、同日前に発せられた納入通知書に係る負担金等の督促については、なお従前の例による。

北海道子どもの国管理規則及び北海道立オホーツク流水公園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第33号

北海道子どもの国管理規則及び北海道立オホーツク流水公園管理規則の一部を改正する規則

（北海道子どもの国管理規則の一部改正）

第1条 北海道子どもの国管理規則（平成元年北海道規則第91号）の一部を次のように改正

する。

第8条中「第2条中」を「第3条中」に、「第4条」を「第5条」に、「第5条」を「第6条」に、「第6条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条に次の1号を加え、同条を第7条とする。

(3) 子どもの国のキャンプ場を利用する場合にあっては、指定の場所以外の場所でキャンプをしないこと。

第5条第1号中「利用料金」の次に「（キャンプ場の利用料金を除く。次号において同じ。）」を加え、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条中「北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（キャンプ場の利用の時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の3の事項の規則で定める時間は、次のとおりとする。

区 分		利 用 の 時 間
キャンプ場	デイキャンプ	午前10時から午後4時まで
	宿泊キャンプ	午後1時から翌日の午前11時まで （2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで）

（北海道立オホーツク流水公園管理規則の一部改正）

第2条 北海道立オホーツク流水公園管理規則（平成21年北海道規則第94号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第3条」を「第4条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。））」と、第5条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条」に改め、同条を第8条とする。

第4条に後段として次のように加え、同条を第7条とする。

条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

（利用料金の額の承認）

第3条 指定管理者は、条例第12条の2第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の還付の基準）

第4条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

(1) 条例第6条第1項本文の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合

(2) 条例第6条の4第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

（利用料金の減免の基準）

第5条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者については、利用料金を免除することができることとする。

ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク 65歳以上の者

ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第3条関係）

利用料金承認申請書	
年 月 日	
北海道知事 様	
主たる事務所の所在地	
指定管理者の名称	
代表者の氏名	㊟

北海道立オホーツク流水公園の公園施設の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立都市公園条例第12条の2第3項の規定により、申請します。

区 分	利用料金の額（円）	備 考

（日本工業規格A4）

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第34号

北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立美術館条例施行規則（昭和63年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第4条第2項」を「第4条第3項」に、「際に、現金で」を「後、館長の交付する納入通知書により」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第4条第2項の年間観覧料は、年間観覧承認書の交付を受けた後、館長の交付する納入通知書により納付しなければならない。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1項を加える。

（年間観覧料を納めることができる学校）

第3条 条例第4条第2項の規則で定める学校は、次に掲げる学校とする。

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校
- 学校教育法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程を置くものに限る。）
- 前2号に掲げるもののほか、高等学校卒業程度を入学資格とする学校で館長が認める

もの

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第35号

北海道立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立博物館条例施行規則（平成16年北海道規則第67号）の一部を次のように改正する。

本則中「北海道立博物館条例（平成2年北海道条例第5号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、本則第2号中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「利用料金」を「利用料金及び年間利用料金（以下「利用料金等」という。）」に改め、本則第3号中「第12条第4項」を「第12条第5項」に、「利用料金」を「利用料金等」に改め、本則第4号中「第12条第5項ただし書」を「第12条第6項ただし書」に、「利用料金」を「利用料金等」に改め、本則第5号中「第12条第6項」を「第12条第7項」に改め、本則第8号中「第12条第6項」を「第12条第7項」に改め、同号を本則第9号とし、本則第7号中「第12条第5項ただし書」を「第12条第6項ただし書」に、「及び使用料」を「使用料及び年間観覧料」に改め、同号を本則第8号とし、本則第6号の次に次の1項を加える。

（7）条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第2項の規定による年間観覧料の額の決定

本則を第2条とし、同条に見出しとして「（北海道教育委員会への委任）」を付し、同条の前に次の1項を加える。

（年間利用料金等を納めることができる学校）

第1条 北海道立博物館条例（平成2年北海道条例第5号。以下「条例」という。）第12条第2項（条例第18条第2項の規定により読み替えられた場合を含む。）の規則で定める学校は、次に掲げる学校とする。

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校
- 学校教育法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程を置くものに限る。）
- 前2号に掲げるもののほか、高等学校卒業程度を入学資格とする学校で北海道立博物館の長が認めるもの

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立緑ヶ丘病院附属音更リハビリテーションセンター通入所規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第36号

北海道立緑ヶ丘病院附属音更リハビリテーションセンター通入所規則を廃止する規則
北海道立緑ヶ丘病院附属音更リハビリテーションセンター通入所規則（昭和59年北海道規則第85号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。
